

令和6年2月11日

近藤哲司

## 九州ブロック協議会 ADR 研修会への参加報告

令和6年2月10日及び11日に鹿児島市の鹿児島大学にて九州ブロック協議会 ADR 研修会が開催されましたので、参加しました。その研修会の内容を研修会資料を添付してご報告します。

1. 研修会は1日目と2日目の2日間行われ、内容は添付資料1枚目記載の通りです。
2. 京都産業大学法学部法律学科の草鹿晋一教授が ADR 基礎法学に関する関連法律を分かり易く説明、講演して下さいました（添付資料・「土地家屋調査士会九州ブロック ADR 研修」と題する赤字の資料）。  
特に、土地家屋調査士に係わる ADR に関し、筆界は公法上の境界なので当事者の合意では決められないし、動かすことができない。筆界と所有権界がズレていることが分かったら、そのズレをどう解決するかがADRになるので、所有権界の解決手段がADRである。例えば、所有権界と占有界を合意させるための手段であるが、現状のズレをどう評価して解決するかは弁護士の分野になることを注意しなければならない。ADR は弁護士と調査士が共同受任するが弁護士の分野は上記のほか法的助言をすることで、調査士は事実認定が分野になる。調査士は筆界を探し出して所有権界とのズレを明らかにすることになる。
3. 筆界を明らかにする手段として筆界特定があるが、筆界特定は筆界の現地における位置の判断であり、事実確認をするだけで処分ではないため形成力はない。一方、筆界確定訴訟は裁判所が職権で筆界を確認することができ、確認できない場合は裁判所が筆界を原始筆界として創設することができる形成力と確定力があるので、新たな手続きで争えなくなる。ADR において筆界特定との連携が言われているが、それは筆界特定で決まった結果をADR で1からやるのではなく利用できるようにすることである。
4. ADR で合意し和解契約書ができたとしても、それは裁判外で成立した当事者間のみの合意であるため和解内容を実現させるための強制力がない。そのため法務大臣の認証を受ける認証制度が創設された。ADR センターが認証を受けて認証 ADR になれば ADR で作成された和解契約書に執行力を持たせる効力が生じ、和解内容を成就させることができるようになっている。  
その他法的な事は資料に記載されていますので読んで下さい。
5. 1日目後半は、鹿児島会の土地家屋調査士鳥越健会員が鹿児島会の ADR の現状、技法等を講演して下さいました。  
内容は資料記載の通りですが、特徴的なのは鹿児島会では事前相談をなくしているとのこと。電話受付で ADR に移行するものかどうかを判断し、ADR までを希望しない人に対しては相談者の近くの調査士を紹介し、希望する相談者には弁護士同席の上で相談を受けて ADR を進めているそうです。相談時に辯護士が同席することで事実確認だけでなく法的問題についてもアドバイスできることが利点だそうです。  
鹿児島会では認証を受ける予定だそうです。手続きに時間が掛かるようです。また、鹿

児島会ではセンター、相談に関するパンフレット（別添資料参照）を作成して配布しているようです。

ODRについても以前鹿児島大学の協力のもと研修会を行ったが、通信問題が生じたことで実際に離島との通信がスムーズにできるかとの課題をクリアしなければならず研修を重ねていくしかないとのこと。そのこともありセンター規則はまだ改正していない。

6. 2日目は鹿児島会によるADRの実演が行われ、その後で会場内で討論が行われた。実演には実際に弁護士の先生にも参加してもらい、事実確認（事実認定）から法的問題まで当事者間の主張を整理しながら聞き取りし、お互いが譲歩することで和解を成立させるストーリーであった。

良く作られていたが、実際の事案ではないため当事者の主張にあまり感情が入っていないように感じられ、強く主張すべきだと思われる部分も控えめに感じられた。ただ、進行は調査士が主導して行っており、弁護士は法的部分のアドバイス、土地の評価についてのアドバイスもあり、おおむねADRの手法については大いに参考になった。

実演後の討論では実際にADRを経験した県が少なく実演の感想がほとんどとなった。草鹿先生が指名して部分部分での調査士の役割、感想について質問等していたが、ADRの経験のない受講者ばかりであったため感想になり、草鹿先生が行った講演内容の法的な解説を繰り返す事となっていた。

7. ADRをやることとなった場合には、本研修会の内容がとても役に立つものとする。また、草加先生の講演は、調査士に関係する部分に絞られておりとても聞きやすく理解し易かったことから、沖縄会でも行使として研修会に及びすることも検討した方が良く考える。講演料は最大でも10万円+旅費だそうで、交渉に応じて下さるそうである。

以上